

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い  
～お一人お一人が高い意識を持って、感染防止対策の徹底を～

本県では、4月上旬、そして5月上旬から中旬にかけて、いわゆる「感染急拡大」の状況となりましたが、警戒レベルを最高レベルの「緊急事態対策期」まで順次引き上げ、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や、混雑している場所や時間を避けて行動することなどについて、また、事業者の皆さまには、業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実践をはじめ、4次にわたる飲食店への営業時間の短縮や、集客施設における集客イベント実施の慎重な検討などについて協力要請を行うほか、県外からの集客が見込まれる県有施設等を休館・休園、利用自粛とするなど、感染拡大の防止に向けた対策を講じてまいりました。

多くの県民の皆さま、事業者の皆さまが、各種の対策にご理解、ご協力いただいておりますことに対して、改めて心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆さまにも、厚く御礼申し上げます。

近県を含む全国の新規感染者数は減少傾向にあり、20日までの「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」について、「緊急事態宣言」が延長される沖縄県を除き、他の都道府県はその解除や「まん延防止等重点措置」への移行が国において決定されました。

このような中、このところの県内の直近1週間の累積新規感染者数は30人から20人台を推移し、国の分科会提言における指標及び目安のステージⅡ、香川県対処方針の対策期では「感染警戒期」レベル相当まで減少し、一時、約63%までになった医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は、17%から15%前後の水準となっております。ただし、いずれの指標も感染が急拡大した3月末以前の水準までは下がりきっておらず、特に確保病床使用率は国のステージⅢの目安20%をようやく下回ったところであり、感染の下降局面では、医療提供体制に支障をきたさないよう、より慎重に指標を見極める必要があることなども踏まえ、6月21日（月）以降、本県の警戒レベルについては、現在の「感染拡大防止集中対策期」から「感染拡大防止対策期」への1段階の移行とすることといたします。

「感染拡大防止対策期」においては、引き続き、県民の皆さまには、不要不急の外出や他の都道府県との不要不急の往来を慎重に検討していただくことや、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えていただくことなどについてお願いするとともに、事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるよう、また、飲食店の皆さまには、感染拡大防止を図るための「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるようお願いすることといたします。

この「感染拡大防止対策期」の期間については、全国の状況を踏まえ、7月11日（日）までといたしますが、今後、変異株の影響等により再び感染が急拡大し、本県の医療提供体制への負荷がかかることがないよう、お一人お一人が油断せず、高い意識を持って、感染防止対策の徹底に努めていただく必要がありますので、県民の皆さまのご協力をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、現在、市町において、高齢者に対する接種を推進しているところではありますが、県としても、7月10日から広域集団接種センターを設置・運営し、高齢者や障害者施設の従事者や教職員等を対象に、先行して実施することで、県全体のワクチン接種を加速化してまいりたいと考えております。

私としましては、ワクチン接種の実施等により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでまいります。

どうか、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年6月18日

香川県知事 浜田 恵 造